

様式2

阿賀町地域見守りネットワーク事業協定書（案）

阿賀町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、阿賀町地域見守りネットワーク事業「いだがねえネット」における見守り活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙が積極的に協力し、見守り活動を行うことにより、阿賀町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を形成することを目的とする。

（甲の責務）

第2条 甲は、乙から次条第1項の通報を受けた場合は、速やかに関係機関と連携して必要な対応を行うものとし、その結果を乙に報告するものとする。

2 甲は、その職員に対して、この協定の趣旨を周知し、円滑に対応する体制を整備するものとする。

3 甲は、ホームページ等において本協定の内容等を紹介するなど、乙の見守り活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

（乙の責務）

第3条 乙は、見守り活動を実施するにあたり、阿賀町内における日常の業務活動の中で何らかの異変に気づいた場合、速やかに甲に連絡するものとする。なお、緊急を要すると判断した場合は、直接警察署又は消防署に通報するものとする。

2. 乙は、その社員等に対して、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるよう努めるものとする。

3. 見守り活動は、良心に基づき誠実に行うものとし、その経費は乙の負担とする。

（責任の免除）

第4条 乙は前条第1項の規定による連絡に過誤があった場合及び連絡を行うことができなかった場合であっても、甲からその責任を問われることはないものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。また、この協定を解除した後においても同様とする。

(相互連携)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第7条 社会情勢の変遷等によって、この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東蒲原郡阿賀町津川580番地
阿賀町長

乙 (所在地)
(団体・企業名等)
(役職) (代表者名)